

6. 役員等の義務と責任

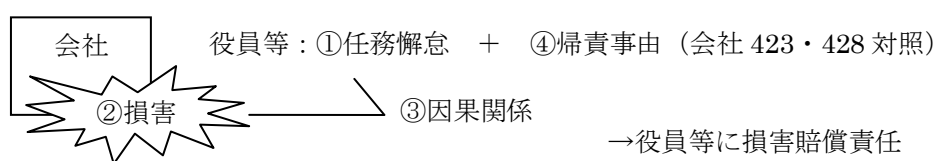
6-1. 役員等の義務と任務懈怠責任

(1)取締役・監査役・会計監査人（役員等。会社 329 I 括弧）の適切な職務執行の確保

仕組みはいろいろ [テキスト Column4-25]

その1つ：役員等に義務を負わせる＋義務に違反した場合に損害賠償責任を負わせる

(2)任務懈怠責任（会社 423 I）



①～③：責任を追及する側が証明責任

④：役員等が（帰責事由がないことについて）証明責任

証明・証明責任 [詳細は「民事訴訟法」]

裁判（法の適用）：事実＋法ルールを適用→一定の結果

例) Y氏がX氏をわざと傷つけた（事実）

+民法 709 条（法ルール）

→Y氏はX氏に損害賠償責任を負う（結果）

ある事実 A が存在するかどうかについて訴訟当事者（X と Y）に争い

→訴訟当事者が事実 A について証明する必要

（証拠によって、「事実 A が存在した」と裁判官に確信させる必要）

* 事実の存在について争いがなければそのまま認められる（民訴 179）

事実 A が存在したと裁判官が確信できなければ？＝真偽不明

but 「事実 A が存在したか存在しなかったか分からない」というままでは裁判できず

→事実 A が存在した or 存在しなかったと（無理やり）扱うためのルールが必要

＝証明責任

（法を適用する前提になる事実について、当事者のいずれかに証明責任を割り当てる）

例：X が事実 A について証明責任を負う

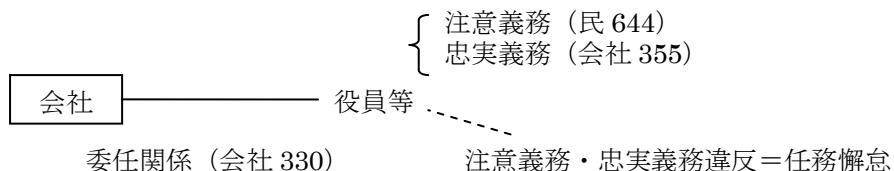
→X が事実 A について証明できなければ（＝裁判官の心証が真偽不明にとどまれば）、

事実 A は、なかったものと扱われる

会社 423 以外の役員等の責任

会社 120IV : 利益供与 [3-5(2)]
 会社 462 : 分配可能額を超える剰余金の配当等 [企業組織法] etc.

(3) 任務懈怠



注意義務と忠実義務 [テキスト Column4-26]

両者の関係はかつて盛んに議論された
 → 最大判昭 45・6・24 民集 24-6-625 で決着
 「商法二五四条ノ二 [会社 355] の規定は、同法二五四条三項 [会社 330] 民法六四四
 条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであつて、... 通常
 の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものとは解するこ
 とができない。」

用語法としては、利益衝突 (7) がある場面では「忠実義務」と呼ぶ言い方が主流

(4) 帰責事由

故意または過失

その他 (期待可能性があったこと etc.)

6-2. 任務懈怠責任が問題になる事例

6-2-1. 業務執行上の判断と経営判断原則

(1) 経営判断と任務懈怠

業務の執行（会社 363 I）→結果的に会社に損害が生じればただちに任務懈怠？

経営判断原則（東京地判平 16・9・28 判時 1886-111 [テキスト 4 章 5 節 4 ③(1)(a)] etc.）

→①合理的な情報（判断のプロセス）

②判断の内容

経営判断原則の存在理由 [テキスト Column4-32]

事例 6-a 経営判断原則 [テキスト Case4-15]

百貨店を営む A 株式会社は、海外事業の一環として T 国への出店を計画し、現地法人である B 会社に出店用地の買収のとりまとめを依頼した。A 会社は、B 会社に土地買収のための資金を貸し付けたが、結局土地の買収は成功せずに出店を断念した。B 会社に貸し付けた資金は一部しか回収することができず、A 会社は大きな損失を被った。A 会社の株主 X は、上記の貸付けについて、取締役 Y の任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。

東京地判平 16・9・28 判時 1886-111

(2) 帰責事由

(a) 故意・過失

6-1(2)①：任務懈怠、②：損害、③：因果関係 → ④：帰責事由

無過失の証明？ [テキスト Column4-30]

(b) その他

事例 6-b 期待可能性

Aは、B株式会社の株式を大量に買い付け、B会社の筆頭株主になった。AはB会社株の買付資金をノンバンク（貸金業者）から借り入れており、そのうち200億円の返済期限が迫っていた。Aは、B会社の取締役Yに対して、自分が保有するB会社株を暴力団に譲渡した旨を述べて信じさせ、それを取り消したいのであれば300億円を用立てるよう迫った。さらにその1週間後、Aは、Yに対して、300億円の用立てがまとまらないことを非難し、「大阪からヒットマン（注：殺し屋のこと）が2人来ている」などと述べて脅迫した。そのためYは、B会社の関連会社を経由して、Aに300億円を提供した。B会社の株主であるXは、Yのこのような行為が任務懈怠（会社423）および利益供与（会社120）にあたるとして、Yの責任を追及する訴えを提起した。Yは、自分は脅迫を受けていたものであり、300億円の貸付けを行ったことはやむを得ないことであつたと主張した。

最判平 18・4・10 民集 60-4-1273

「被上告人らは、Aから保有するB社株の譲渡先は暴力団の関連会社であることを示唆されたことから、暴力団関係者がB社の経営等に干渉してくることにより、会社の信用が毀損され、会社そのものが崩壊してしまうことを恐れたというのであるが、証券取引所に上場され、自由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとって好ましくない判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。前記事実関係によれば、本件において、被上告人らは、Aの言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということから、Aの理不尽な要求に従って約300億円という巨額の金員を[A]に交付することを提案し又はこれに同意した被上告人らの行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することは、できないというべきである。」

6-2-2. 法令違反

(1)法令違反と任務懈怠

事例 6-c 法令違反 [テキスト Case4-16]

A証券会社は、大口の顧客に対して、証券取引から生じた損失を補てんした。当時、金融商品取引法には損失補てんを禁止する規定はなかったが、その後、このような行為は証券市場への信頼を損ねるものとして同法によって禁じられるに至った。また、A会社は、損失補てんが独占禁止法 19 条（不公正な取引方法の禁止）に違反するとして、公正取引委員会から排除措置を命じられた。A会社の株主 X は、上記の損失補てんについて、取締役 Y の任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。X は、Y が会社を代表して損失補てんという違法行為を行ったことから生じた損害（補てんされた額）について、A会社に対して責任を負うと主張した。

最判平 12・7・7 民集 54-6-1767

「...会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする...規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属する...。

...証券会社が、一部の顧客に対し、有価証券の売買等の取引により生じた損失を補てんする行為は、証券業界における正常な商慣習に照らして不当な利益の供与というべきであるから、...不当な利益による顧客誘引...に該当し、独占禁止法一九条に違反する...。

...取締役が、法令...に違反する行為をした...ことを理由に損害賠償責任を負うには、右違反行為につき取締役に故意又は過失があることを要する...。

...（二）被上告人ら〔取締役〕のみならず、関係当局においても、証券取引については所管の大蔵省によって証券取引法及びその関連法令を通じて規制が行われるべきであるとの基本的理解から、証券取引に伴う損失補てんが独占禁止法に違反するかどうかという問題は、本件損失補てんが行われた後一年半余にわたって取り上げられることがなかった、（三）公正取引委員会は、...平成三年八月三十一日の時点においても、なお損失補てんが独占禁止法に違反するとの見解を採って〔いなかった〕...。

右事実関係の下においては、被上告人らが、本件損失補てんを決定し、実施した平成二年三月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない...。」

判例の論理——問題も [テキスト Column4-33]

(2)帰責事由

(a)故意・過失

[1]確実に法令違反だと認識

[2]法令違反の可能性はあるという認識

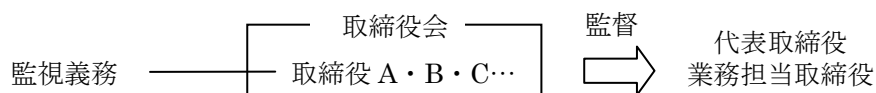
[3] **事例 6-c** : 法令違反の認識なし

(b)その他

6-2-3. 監督・監査

(1)監視義務違反

取締役会の監督権限（職務）（会社 362 II ②）	}	これらについての任務懈怠
監査役の監査権限（職務）（会社 381 I 前）		
会計監査人の監査権限（職務）（会社 396 I 前）		



最判昭 48・5・22 民集 27-5-655

「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである。」

(2)内部統制システムの構築

従業員の法令遵守について監督する義務 → 内部統制システム構築義務

復習：内部統制システム [5-1(3)]

取締役の職務の執行が法令・定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する体制（会社 362IV⑥。詳細は会社則 100）
 大会社には設置義務付け（会社 362V）

事例 6-d 内部統制システムの構築

D銀行ニューヨーク支店の従業員 A は、11年にわたり無断で米国財務省証券の取引を行い、巨額の損失を D 銀行に生じさせていた。A はこれを隠ぺいするために、D 銀行の顧客や D 銀行自身が保有する米国財務省証券を無断で売却していた。A がこのような手口を使った背景には、A に証券の取引業務と保管業務を兼務させただけでなく、郵便係も担当させたため、D 銀行が米国財務省証券の保管を任せていた別の銀行からの保有残高証明書を A が容易に改ざんできたといった事情がある。D 銀行の株主は、A による違法取引を防止できなかったのは、当時の取締役 Y らが内部統制システムの構築を怠ったためであるとして、Y らの責任を追及する訴えを提起した。

大阪地判平 12・9・20 判時 1721-3